

一宮市における日中サービス支援型指定共同生活援助の評価に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 一宮市における日中サービス支援型指定共同生活援助の評価に関しては、一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和2年12月21日条例第52号）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより行う。

(指定申請にあたっての評価)

第2条 日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者（以下「申請予定者」という。）は、指定申請に先立ち、一宮市障害者自立支援協議会運営会議（以下「運営会議」という。）に対し、当該サービスの運営方針や活動内容等（以下「事業内容」という。）を説明し、評価を受けるものとする。

- 2 申請予定者は、前項の評価を受ける前に、日中サービス支援型指定共同生活援助を実施する施設の平面図・配置図その他市長が必要と認める書類を市に提出し、図面相談を終えなければならない。
- 3 第1項の評価を受けようとする申請予定者は、運営会議の開催日が属する月の前月の末日までに、日中サービス支援型指定共同生活援助の指定申請に関する評価依頼書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市に提出するものとする。
- 4 前項の書類を提出した申請予定者は、運営会議に説明者を出席させて、事業内容について説明を行うとともに、当該説明に関する質疑等に回答するものとする。
- 5 前項の説明を行い第1項の評価を受けた申請予定者は、指定申請にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助の指定申請に関する評価結果報告書（様式第2号）及び当該評価結果を指定申請書に添付し、市長に提出するものとする。
- 6 第1項の評価を受けた申請予定者は、事業者としての指定を受ける前に事業内容に変更が生じたときは、当該変更の内容を速やかに市長に報告し、市長が必要と認める場合には、その指示に従い、あらためて前4項の手続きを行うものとする。

(実施状況の報告)

第3条 日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者（以下「事業者」という。）は、運営会議に対し、年に1回以上、当該事業の実施状況を報告し、当該実施状況について評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かななければならない。

- 2 市は、運営会議と協議のうえ、事業者が前項の報告を行う日時等をあらかじめ指定し、事業者に通知するものとする。
- 3 第1項の報告を行う事業者は、あらかじめ指定された運営会議の開催日が属する月の前月の末日までに、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況報告書（様式第3号）に必要な書類を添付し、市に提出するものとする。
- 4 前項の書類を提出した事業者は、運営会議に説明者を出席させて、日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況等について報告を行うとともに、当該報告に関する質疑等に回答

するものとする。

- 5 前項の報告を行い第1項の評価を受けた事業者は、当該評価の内容、要望及び助言等を尊重し、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の質を向上するように努めるものとする。

(評価に対する謝礼)

第4条 前2条の指定申請にあたっての評価又は実施状況の報告についての評価を実施した場合は、運営会議を構成する関係団体に対して謝礼を支払うものとする。

- 2 謝礼の金額は予算の範囲内において定めた額とする。

(記録の整備)

第5条 事業者は、第2条の説明、評価及び報告書並びに第3条の報告、評価、要望及び助言に関する記録を整備し、5年間保存しなければならない。

- 2 事業者は、個人情報の保護に留意しつつ、前項の記録及び事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。